

白河市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和6年1月
福島県白河市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、福島県の中通り南部に位置しており、また北関東に隣接し、西北部に奥羽山系、西に那須連山、南に八溝山系が連なり、この山並みを水源とする阿武隈川、隈戸川、社川が西から東へと貫流する豊かな自然環境に恵まれた丘陵地帯である。

本市の農林業の振興において、地域資源を土台として、担い手の育成・確保や生産基盤の整備など、農林業の持続的発展を図るための各施策の推進に努めてきたところであるが、農林業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、木材需要の低迷や輸入材との競合など農林業をめぐる環境は依然として厳しく、今後もその傾向はより一層進むものと予想される。

一方、本市では、多くの太陽光発電施設を主として再生可能エネルギー設備が導入され、現在も利用可能な多くの再生可能エネルギー源が存在しており、今後も導入が進むものと考えている。

このような中、平成26年5月に、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）」が施行され、再生可能エネルギー発電を活用し、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくことが可能となった。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針は、自然環境の保全や調和に努めつつ、未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、地域の農林業の活性化を図るものとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	福島県白河市大信中新城字塩沢 45-5
面積	35,093 m ²

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電所の種類	木質バイオマス発電所
発電設備の規模	12,100 kW

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当無し

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	備 考
木質バイオマス発電事業者が地域内に賦存する未利用材等を、長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上、雇用創出など林業の活性化に寄与する取組	地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が年間を通じて8割未満とならないようにする

6. 自然環境の保全との調和その他の農林漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

年間7万トンの未利用材の安定的な受け入れを図り、地域の林業の健全な発展に寄与する取り組みを行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標達成の度合いを確認するため、毎年度、設備整備者は、認定設備整備計画の実施状況（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の実施状況等）を白河市に報告することとする。目標が達成されない場合、必要に応じて、認定設備整備計画の実施状況について協議し、達成に向けて必要な改善策を講じることとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

白河市および再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、白河市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。